「就労継続支援Ｂ型事業所」重要事項説明書

あなたに対する就労継続支援（Ｂ型）サービス提供開始にあたり、京都市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づいて当事業所があなたに説明すべき内容は、次の通りです。

1. サービスを提供する法人

名　　称	合同会社舞どりーむ
所　在　地	京都府亀岡市篠町王子唐櫃越１番地２７６
電 話 番 号	０７７１－５６－８７７５
代表者氏名	代表　本城　孝子
設立年月日	平成３１年１２月２５日

2. あなたにご利用いただく施設

事業所の種類	指定就労継続支援Ｂ型事業所　　令和２年１月１日指定
事業所の名称 （事業所番号）	デジタル工房幸福堂 （2610681567）
事業所の所在地	京都府京都市左京区下鴨本町１９番地３シンプルハイツベニス１階
連　絡　先	電話番号　　０７５（７０２）７７７５ ファックス　０７５（７０２）７７６０
管　理　者	本城　孝子
サービス管理責任者	江口　信
サービスの実施地域	京都市
主たる対象者	精神障害者（１８歳未満の者を除く）
定　　員	２０名
開設年月日	令和２年１月１日

3. サービスの目的・運営方針

目　的	生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うことを目的とする。
運営方針	・就労継続支援Ｂ型計画に基づき、利用者の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、指定障害福祉サービスの提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮するものとする。 ・懇切丁寧を旨とし、利用者に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行うものとする。 ・サービスの実施にあたっては、関係法令等を遵守します。

4. サービスに係る施設・設備等の概要

（1）施　設

建物	構造	鉄骨造　５階建 （耐火建築物）（耐震構造）
	敷地面積	１５２．１４５㎡
	延べ床面積	９１．２㎡

（2）主な設備

	部屋数	備考
訓練室	１室	１階
作業室	１室	１階
相談室	１室	１階
事務室	１室	１階
洗面所	１箇所	１階（トイレ内に設置）
トイレ	１箇所	身障

当事業所では、京都市条例の定める指定基準を遵守し以上の施設・設備を設置しています。

5. サービス提供職員の設置状況

職　　種	常　勤	兼　務	非常勤	常勤換算	備考
管理者		1		0.3	生活支援員
サービス管理責任者	1			1	
生活支援員	1	1		1.7	管理者兼務
職業指導員	6			6	
目標工賃達成指導員	1			1	

当事業所では、京都市条例の定める指定基準を遵守し指定障害福祉サービスを提供する職員として、上記の職種の職員を配置しています。

※ 常勤換算とは・・職員それぞれの週あたりの勤務延べ時間数の総数を当事業所における常勤職員の所定勤務時間数（週 35 時間）で除した数です。

（ア）各職種の勤務体系

職　　種	勤　務　体　制
管理者	正規の勤務時間帯（９：３０～１７：３０）
サービス管理責任者	正規の勤務時間帯（９：３０～１７：３０）
生活支援員	正規の勤務時間帯（９：３０～１７：３０）
職業指導員	正規の勤務時間帯（９：３０～１７：３０）
目標工賃達成指導員	正規の勤務時間帯（９：３０～１７：３０）

（イ）営業日と営業時間

（１）営業日　月曜日から金曜日までとする。
（２）国民の祝日、夏季・年末年始休暇
（３）営業時間　午前９時３０分から午後５時３０分までとする。
（４）サービス提供日　営業日と同じ
（５）サービス提供時間　午前１０時から午後３時までとする。

6. サービス提供の内容

（１）訓練等給付費対象サービス内容

サービスの種類	サービスの内容
相談及び援助	利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行います。
訓練	利用者に対し、その有する能力を活用することより、地域生活を営むことができるようにするため、利用者の心身の特性に応じた必要な訓練を行います。
生産活動	生産活動の機会の提供にあたって、地域の実情並びに製品及びサービスの需給状況等を考慮しつつ、利用者の心身の状況や意向、適正、障害の特性その他の事情を踏まえて行います。また、生産活動の能率の向上が図られるよう、利用者の障害の特性等を踏まえた工夫を行います。 次の生産活動の機会を提供します。 ①　オリジナルＴシャツの注文の入力作業 ②　オリジナルＴシャツのイメージ画像の作成 ③　オリジナルＴシャツの印刷用データの作成 ④　オリジナルＴシャツのプリント作業 ⑤　オリジナルギフト箱の制作 ⑥　缶バッジの制作 ⑦　梱包・発送作業 〈工賃の支払〉

	上記生産活動における事業収入から必要経費を差し引いた額に相当する金額を工賃として、生産活動に従事している利用者に支払います。
施設外就労	就労継続支援Ｂ型計画に沿って施設外就労ができるよう、受入先の確保を行います。 また、就労継続支援Ｂ型計画に沿って必要な施設外就労を行います。
健康管理	日常生活上必要な健康管理を行います。また医療機関との連絡調整及び協力医療機関を通じて健康保持のための適切な支援を行います。
訪問支援	常時サービスを利用している利用者が、体調の悪化等により、始業開始後４時間すぎても事業所に連絡がなかった場合、こちらからのメールや電話に応答が無い場合やメールや電話の内容で必要と認められる場合には居宅へ訪問して状況の確認を行います。
送迎サービス	事業所の定める送迎ルート線迄、希望により送迎が可能です。
在宅就労支援	通所困難な利用者につき、就労の機会を提供するとともに生産活動その　他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要　な訓練、緊急時等の対応、その他の必要な支援を行います。

（２）訓練等給付費対象外サービス内容

サービスの種類	サービスの内容	料金
食事サービス	ご希望によりお弁当の注文を承ります。	無料
その他	・サービス提供記録等の複写代 ・証明書諸書類の発行代	無料

〈サービスの概要〉

全てのサービスは、「個別支援計画」に基づいて行われます。本事業所のサービス管理責任者が作成し、利用者の同意をいただきます。尚「個別支援計画」の写しは利用者に交付いたします。

7. 利用料金

（１）訓練等給付費対象サービス内容の料金

訓練等給付費によるサービスを提供した際は、サービス利用料金（厚生労働大臣の定める額）のうち９割が訓練等給付費の給付対象となります。事業者が訓練等給付費等の給付を市町村から直接受け取る（代理受領する）場合、利用者負担分として、サービス利用料金全体の１割の額を事業者にお支払いただきます。（定率負担または利用者負担額といいます）

なお、定率負担または利用者負担額の軽減等が適用される場合は、この限りではありません。障害福祉サービス受給者証をご確認ください。

（２）訓練等給付費対象外サービス内容の料金

上記「６．サービス提供の内容（２）訓練等給付費対象外サービス内容」の項目をご参照ください。

（３）利用料金のお支払方法

前記（１）（２）の料金は１ヶ月ごとに計算し、ご請求しますので、１０日までに以下の方法でお支払い下さい。

① 現金

② 工賃からの控除

③ 指定口座への振込

④ 金融機関口座からの口座振替

8. 要望・苦情等申立先及び虐待防止に関する相談窓口

（1）要望・苦情等申立先

幸福堂 ご利用相談窓口	・苦情窓口担当者　　本城　裕行 苦情解決責任者　　本城　孝子 ・ご利用時間　　９：３０～１７：３０ ・電話番号　　０７５－７０２－７７７５ ・ＦＡＸ　　０７５－７０２－７７６０
京都市役所 障害保健福祉推進室	・所在地：京都市中京区河原町通御池下る下丸屋町３９４番地 Ｙ・Ｊ・Ｋビル３階 ・利用時間：９：００～１７：００ （祝日及び 12 月 29 日から 1 月 3 日までを除く月曜日から金曜日まで） ・電話番号：０７５－２２２－４１６１
各　区　役　所 障害保健福祉課 保健福祉センター	北　京都市北区紫野東御所田町３３−１ ０７５ー４３２ー１２８５ 上京　京都市上京区今出川通室町西入堀出シ町２８５番地 ０７５ー４４１−５１２１ 左京　京都市左京区松ヶ崎堂ノ上町７−２ ０７５ー７０２ー１１３１ 中京　京都市中京区西堀川通御池下る西三坊堀川町５２１ ０７５ー８１２ー２５９４ 東山　京都市東山区清水五丁目１３０番地の６ ０７５ー５６１ー９１３０ 山科　京都市山科区椥辻池尻町１４−２ ０７５ー５９２ー３４７９ 下京　京都市下京区西洞院通塩小路上る東塩小路町６０８−８ ０７５ー３７１ー７２１７ 南　京都市南区西九条南田町１−３ ０７５ー６８１ー３２８２ 右京　京都市右京区太秦下刑部町１２ ０７５ー８６１ー１４５１ (京北)京都市右京区京北周山町上寺田１−１ ０７５ー８５２ー１８１５ 西京　京都市西京区上桂森下町２５−１ ０７５ー３８１ー７６６６ 洛西　京都市西京区大原野東境谷町２丁目１−２ ０７５ー３３２ー９２７５ 伏見　京都市伏見区鷹匠町３９−２ ０７５ー６１１ー２３９２ 深草　京都市伏見区深草向畑町９３−１ ０７５ー６４２ー３５７４ 醍醐　京都市伏見区醍醐大構町２８ ０７５ー５７１ー６３７２

京都府 運営適正化委員会	・所在地：京都市中京区竹屋町通烏丸東入清水町３７５番地 ・利用時間：９：００～１７：００ （祝日及び 12 月 29 日から 1 月 3 日までを除く月曜日から金曜日まで） ・電話番号：０７５－２５２－２１５２

9. 提供するサービスの第三者評価の実施状況について

実施の有無	無
直近の実施年月日	
評価機関名称	
評価結果の開示状況	

10. 協力医療機関

医療機関の名称	竹上内科クリニック
医　院　長　名	竹上　徹
所　在　地	京都府京都市上京区出町桝形上ル青竜町１９９
電　話　番　号	０７５－２１１－３８３０
診　療　科	精神内科

11. 非常災害時の対策

非常時の対策	別途に定める、消防計画書により対応いたします。
平時の訓練	別途に定める、消防計画書に則り、年１回、避難・防災訓練を、利用者の方も参加して実施します。
防火設備	・自動火災報知機 有　・誘 導 灯 有 ・ガス漏れ報知機 有　・非常通報装置 無 ・非常用電源 無　・スプリンクラー 無 ・室内防火栓 無
消防計画	消防署への届出日：　令和元年１１月 防火責任者　　：　本城　孝子
保険加入	事故・災害に備えて、損害賠償保険に加入しています。 加入保険会社名：三井住友海上火災保険株式会社 加入保険内容：【通所型】賠償責任補償、傷害見舞金補償

12. 事故発生時等の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに対応すると共に、関係機関に報告することとします。

利用者の病状急変等の緊急時には、速やかに医療機関への連絡等を行います。

かかりつけ医療機関	通所申込み時の書類で確認いたします。
緊急連絡先	通所申込み時の「緊急時連絡票」で確認いたします。

13. 人権擁護および虐待防止のための措置及び身体拘束等の適正化

当事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止、身体拘束等の適正化するため、委員会の開催・研修を適切に実施することを目的に担当者を配置する。

虐待防止に関する責任者：本城　孝子

14. 利用者の記録及び情報の管理等

（1）事業者は、法令に基づいて利用者の記録及び情報を適切に管理し、利用者の求めに応じてその内容を開示します。また、記録及び情報については契約の終了後５年間保管します。

（2）利用者の個人情報については、個人情報保護法に沿った対応を行います。但し、サービス提供を行う上での他事業所及び医療機関等との連絡調整や市町村及び関係機関に情報提供を要請された場合は利用者の同意に基づき情報提供を致します。

（3）安全性確保の実施

① 個人情報の取り組みを全職員等に周知徹底させるために、個人情報保護に関する規類を明確にし、必要な教育を行います。

② 個人情報保護の取り組みが適切に実施されるよう、必要に応じ評価・見直しを行い、継続的な改善に努めます。

15. 当事業所ご利用の際に留意いただく事項

設備・器具の利用	事業所内の設備、器具は本来の用法にしたがってご利用ください。これに反したご利用により破損が生じた場合、賠償していただくことがあります。
喫 煙	所定の喫煙場所にて、お願いします。
貴重品の管理	貴重品は、利用者の責任において管理していただきます。自己管理のできない利用者につきましては貴重品を施設に持ち込まないようお願いします。
宗教活動・政治活動、営利活動	利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。

令和　　年　　月　　日

指定就労継続支援Ｂ型事業所「デジタル工房幸福堂」障害者福祉サービスの提供及び利用の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

事 業 所名：合同会社舞どりーむ　デジタル工房幸福堂
説明者職名：サービス管理責任者
説明者氏名：江口　信

あなたのサービス提供開始日は 令和　　年　　月　　日 からです。

私は、本書面に基づいて事業者から指定就労継続支援Ｂ型事業所「デジタル工房幸福堂」の障害者福祉サービスの提供及び利用について重要事項の説明を受け、同意しました。

利用者住所：

氏　　名：　　印

法定代理人住所：

氏　　名：　　印
続 柄：